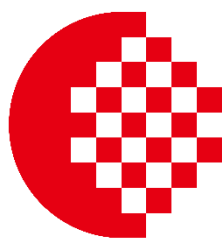


令和7年度  
学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業  
文化施設等活用公演

# 募集要領



文化庁

令和6年9月  
文化庁参事官(芸術文化担当)付 学校芸術教育室

応募に当たっての重要事項が書かれていますので、必ず熟読してください。  
この募集は、事業実施スケジュールの都合上、前年度に行うものです。予算編成等の状況によっては、事業の中止、内容の変更や規模の縮小、スケジュールの遅れが生じる場合がありますので、予め御了承ください。



# 目 次

第1章	事業概要	…	P.1～2
第2章	応募から実施までの流れ	…	P.3～6
第3章	経費について	…	P.7～8
第4章	応募方法	…	P.9～12
第5章	応募書類の記入方法について	…	P.13～16
第6章	Q&A	…	P.17～18
	<別表Ⅰ> 旅費基準表	…	P.19
	<別表Ⅱ> 片道100km未満の特例区間	…	P.20～23

## ■ 問い合わせ先

### 令和6年度 学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業 事務局 文化施設等活用公演 係

近畿日本ツーリスト株式会社 コーポレートビジネス支社 公務営業支店内  
〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル13階  
TEL : 0570-064-203 (プッシュ⑦)  
E-mail : [b7-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp](mailto:b7-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp)  
※開局時間 : 10:00～17:00 (平日)

▶学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業専用ウェブサイト  
URL : <https://www.kodomogeijutsu.go.jp/>



ホームページはこちら

# 第1章 事業概要

## 1. 事業の趣旨

学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業は、小学校・中学校等に文化芸術団体又は個人や少人数の芸術家を派遣し、子供たちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するとともに、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施する事業です。子供たちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげることを目的としています。

美術館、博物館、音楽ホール、能楽堂等の文化施設を会場とする、文化施設等活用公演を設置することで、鑑賞の場を学校の外へ広げ、複数の学校で合同開催をする等、より幅広い体験の機会を創出するとともに将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげることを目的とします。

## 2. 申請者

- ①複数の実施希望校を取りまとめる代表校
  - ②複数の実施希望校を取りまとめる都道府県・市区町村（以下「都道府県・市区町村」という）
  - ③複数の実施希望校を取りまとめる文化振興財団等（以下「文化振興財団等」という）
- ※以下、上記①～③を総称して「申請者」と表記します。
- ※③に関しては、都道府県・市区町村からの推薦書（様式3）が必要です。
- ※**芸術家や芸術団体等が申請者として応募することはできません。**
- ※1校での実施は不可とします。

## 3. 対象

**小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校（小学部・中学部・高等部）、中等教育学校（前期課程）を対象とします。**

※実施校の採択においては、参加校のうち、文化施設等活用公演において、直近2年間採択実績のない学校を優先するとともに、分野や地域のバランス、事業費を考慮いたします。

## 4. 実施分野

大項目	中項目									
音楽	A ピアノ	B 声楽	C 弦楽器	D パーカッション	E 管楽器	F 合唱	G オーケストラ等	H 音楽劇 (オペラ)	I その他	
演劇	A 現代劇	B ミュージカル	C 人形劇	D 児童劇	E その他					
舞踊	A バレエ	B 現代舞踊	C 身体表現	D その他						
大衆芸能	A 落語	B 講談	C 漫才	D 浪曲	E その他					
美術	A 洋画	B 日本画	C 版画	D 彫刻	E 書	F 写真	G その他			
伝統芸能	A 歌舞伎	B 能楽	C 人形浄瑠璃	D 日本舞踊	E 和太鼓	F 箏	G 三味線	H 邦楽	I その他	
文学	A 俳句	B 朗読	C その他							
生活文化	A 囲碁	B 将棋	C 華道	D 茶道	E 和装	F 食文化	G その他			
メディア 芸術	A メディアアート	B 映画	C アニメーション	D マンガ	E 映像	F その他				

※その他上記以外の分野でも、子供たちに文化芸術活動の素晴らしさを伝えることができるものであれば実施可能です。文化庁委託業者（以下「事務局」という）まで事前に御相談ください。

# 第1章 事業概要

## 5.実施方法

### ①実施期間

**令和7年5月1日（木）～令和8年1月30日（金）**

※国会の予算審議の状況により、実施開始が遅れる場合があります。

※実施日は各学校の登校日に設定してください。

### ②実施回数

応募1件につき**1日で実施可能な回数まで**とします。（複数日で応募することは認められません）

希望する芸術家や芸術団体等と御相談の上、実施回数を決定してください。

### ③実施形態

- ・「4.実施分野」に該当する分野について、国語、社会、音楽等の教科や総合的な学習の時間など、**教育課程上の授業時間に位置付けて実施することとします。**
- ・**部活動として実施することはできません。**
- ・より多くの子供たちに芸術鑑賞・体験を享受できるよう、一部の限られた児童・生徒を対象とせず、できるだけ多くの児童・生徒が参加できる計画としてください。また、専攻クラスのための指導強化等を目的とした実施は対象となりません。

### ④実施会場

各実施校の所在する地域又は当該地域と連携可能な地域の美術館、博物館、音楽ホール、能楽堂等の文化施設等

※学校内の施設（体育館や教室等）での実施は対象外です。

ただし、各実施校の所属する地域が所有している総合体育館等での実施は対象です。

※会場借損料の事前支払の御請求は決定通知日（4月予定）以降に発生した経費のみ、計上が認められます。支払までには一定の日数がかかりますので予め留意してください。

会場借損料の支払期日や支払方法についても、仮予約の際に必ず御確認ください。

※実施の流れについては、下記表より該当の記載ページを御確認ください。

申請者	記載箇所
学校	P.3～4
都道府県・市区町村 文化振興財団等	P.5～6

## 第2章 応募から実施までの流れ

### 申請者：学校

※P.4の図とあわせて参照してください。

#### ◆実施希望地域の募集～決定

- ①…応募を検討する学校による下記項目の検討
  - ・学校数、児童・生徒数の検討
  - ・実施する芸術家や芸術団体等の選定
  - ・実施日の取り決め
  - ・実施会場の選定、仮予約（会場借損料支払期日の確認）  
※必ず採択されるとは限りませんので採択が決定するまでは、実施会場のキャンセル料等がかからない状態（仮予約）としてください。  
※不採択になった場合のキャンセル料は本事業で負担することはできませんので  
予め御了承ください。  
※決定通知発出（4月予定）以前に事務局より文化施設等へ事前支払をすることは  
できません。P.18の図表を御確認ください。
- ②…実施日、会場を芸術家や芸術団体等と調整
- ③…応募（期日までに直接事務局へ提出してください）
- ④…文化庁にて審査、採否決定

#### ◆事業実施の準備

- ⑤…採否決定
- ⑥…内容の調整  
条件付採択の場合等、応募内容からの変更を求める場合があります。
- ⑦…内定通知  
調整内容をもって内定通知を出します。
- ⑧…文化施設等の本予約
- ⑨…申請者が芸術家や芸術団体等と事前調整
- ⑩…決定通知の発出及び手引きの掲出  
※事務局より申請者及び都道府県・市区町村に対して決定通知を発出後、手引きの掲出をお知らせします。合同開催校、芸術家や芸術団体等に対して**決定通知の内容を必ず共有してください**。事務局から芸術家や芸術団体等に対して内容の共有は行いません。
- ⑪…芸術家や芸術団体等が、文化施設等において採択された内容を実施

#### ◆事業実施後

- ⑫…申請者が実施報告書類を作成し、事務局へ提出（文化施設等の請求書等も含む）
- ⑬…事務局にて精査・確認し、申請された支払先へ経費の支払

※報告書類については、取りまとめを行っている申請者が作成し提出してください。

経費は、報告書類と請求内容の整合性を確認後、経費は事務局から芸術家や実施団体等、文化施設等、並びにバス会社等の請求書発行者へ直接支払います。



## 第2章 応募から実施までの流れ

### 申請者：都道府県・市区町村、文化振興財団等

※P.6の図とあわせて参照してください。

#### ◆実施希望地域の募集～決定

- ①…応募を検討する申請者による学校へのヒアリング
  - ・地域におけるニーズ・規模の把握（学校数、児童・生徒数の検討）
  - ・実施する芸術家や芸術団体等の選定
  - ・実施日の取り決め
  - ・実施会場の選定、仮予約（会場借損料支払期日の確認）  
※必ず採択されるとは限りませんので採択が決定するまでは、実施会場のキャンセル料等がかからない状態（仮予約）としてください。  
※不採択になった場合のキャンセル料は本事業で負担することはできませんので  
予め御了承ください。  
※決定通知発出（4月予定）以前に事務局より文化施設等へ事前支払をすることは  
できません。P.18の図表を御確認ください。
- ②…実施日、会場を芸術家や芸術団体等と調整
- ③…応募（期日までに直接事務局へ提出してください）
- ④…文化庁にて審査、採否決定

#### ◆事業実施の準備

- ⑤…採否決定
- ⑥…内容の調整  
条件付採択の場合等、応募内容からの変更を求める場合があります。
- ⑦…内定通知  
調整内容をもって内定通知を出します。
- ⑧…文化施設等の本予約
- ⑨…申請者が芸術家や芸術団体等と事前調整
- ⑩…決定通知の発出及び手引きの掲出  
※事務局より申請者及び都道府県・市区町村に対して決定通知を発出後、手引きの掲出  
をお知らせします。実施校、芸術家や芸術団体等に対して**決定通知の内容を必ず  
共有してください**。事務局から芸術家や芸術団体等に対して内容の共有は行いません。
- ⑪…芸術家や芸術団体等が、文化施設等において採択された内容を実施

#### ◆事業実施後

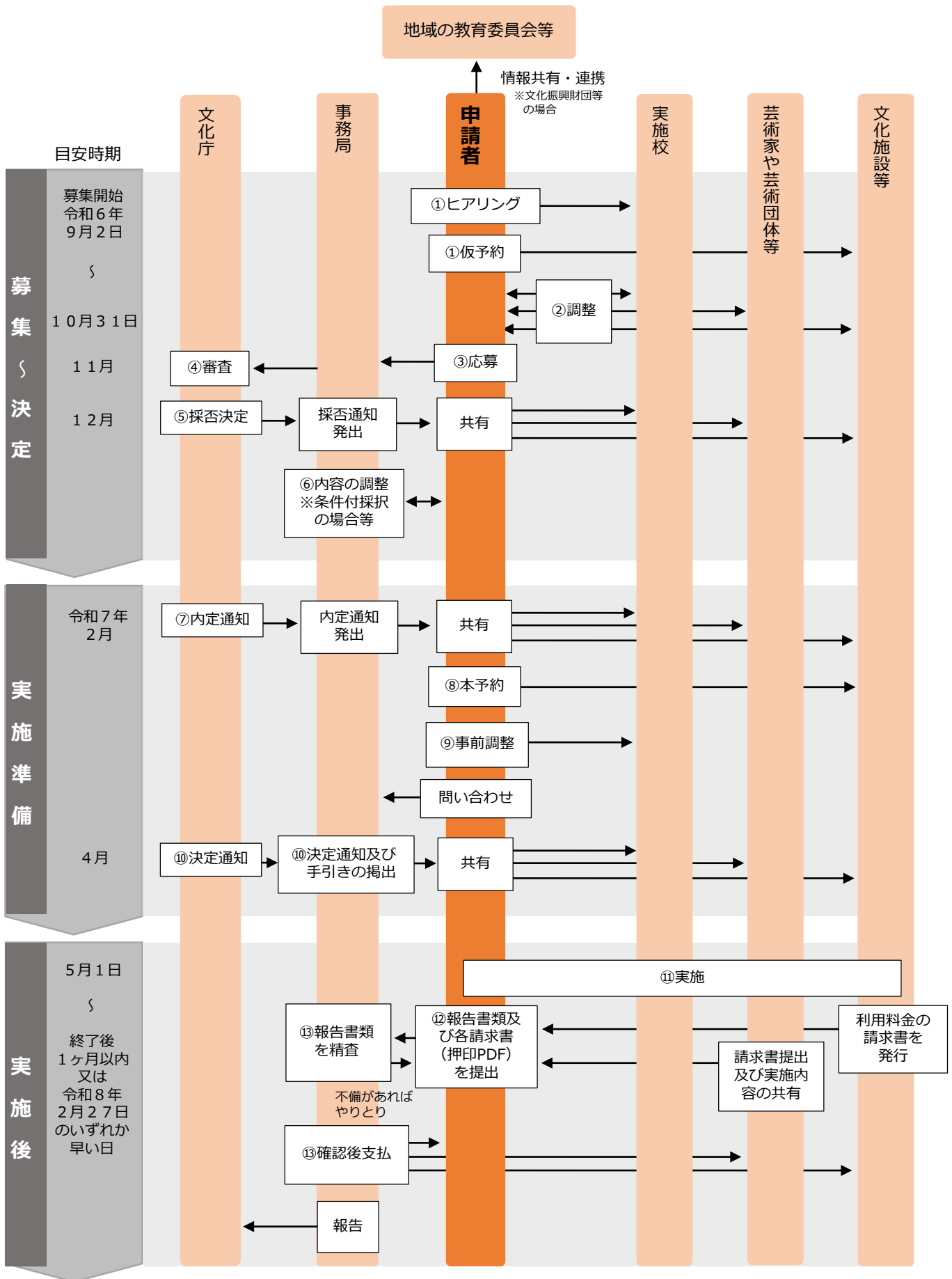
- ⑫…申請者が実施報告書類を作成し、事務局へ提出（文化施設等の請求書等も含む）
- ⑬…事務局にて精査・確認し、申請された支払先へ経費の支払

※報告書類については、取りまとめを行っている申請者が作成し提出してください。  
経費は、報告書類と請求内容の整合性を確認後、経費は事務局から芸術家や実施団体等、文化施設等、並びにバス会社等の請求書発行者へ直接支払います。



## 第2章 応募から実施までの流れ

申請者：都道府県・市区町村、文化振興財団等



# 第3章 経費について

## 1. 経費の上限について

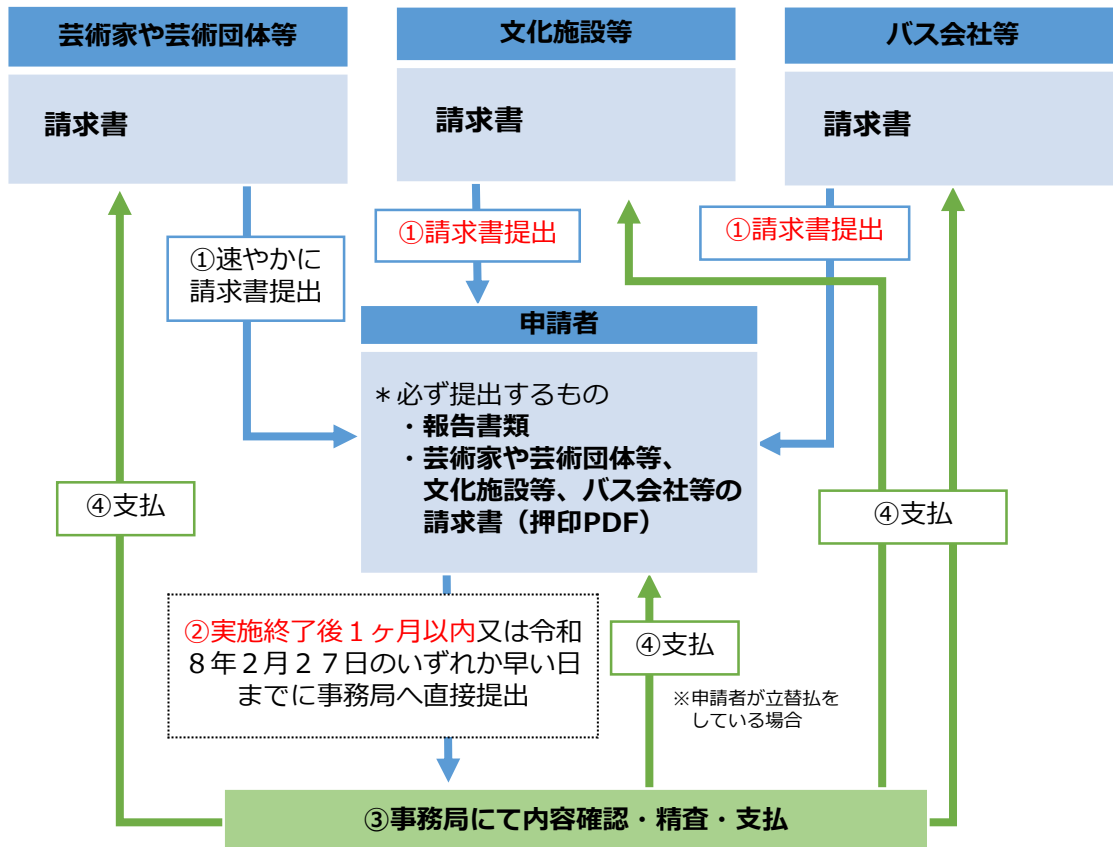
申請した経費の精算については、事務局と芸術家や芸術団体等、文化施設等、並びにバス会社等の間で行います。原則として決定通知時にお伝えした**予算額が支払額**の上限となりますが、応募時の一式等に含まれている経費項目であっても、精算時に再度対象内容の詳細確認を行い計上が認められない経費(項目)と判断した場合や、支払に当たり必要な書類が不足している場合は、該当の経費については支払うことができません。「[4.対象経費について \(P.8\)](#)」を御一読いただき、**支給対象経費**に該当するか判断がつかない場合は、**発注前に事務局へ確認**してください。

## 2. 経費の対象期間

決定通知記載日から実施終了までに生じた経費

## 3. 実施完了から経費支払までの流れ

報告書類は、すべて申請者が作成し、**事務局へ直接御提出**いただきます。経費の精算は事務局と芸術家や芸術団体等、文化施設等、並びにバス会社等の間で行います。提出期限を過ぎてしまった場合には、請求を受け付けられない場合がありますので、**遅延なく事務局へ提出**してください。



※上記は募集時点での流れです。今後変更となる可能性があります。詳細は、事業開始後に掲出する「実施の手引き」を必ず御確認ください。

## 第3章 経費について

### 4. 対象経費について

#### 1、計上が認められる主な経費

- ① **公演料**（芸術家や芸術団体等の出演料、旅費、諸雑費等）  
※旅費基準については、[P.19～23<別表Ⅰ><別表Ⅱ>](#)を御確認ください。
- ② **児童・生徒の移動費**  
※児童・生徒の移動に利用するバス等は申請者が手配してください。  
手配が難しい等ございましたら事務局まで御相談ください。
- ③ **会場借損料**（文化施設等利用料金、楽屋利用料金、付帯設備費等）

※提出が必要な見積書は、できるだけ詳細に記入してください。（[P.16](#)参照）

※公演料の請求に当たっては、請求書（押印PDF）の提出をお願いしておりますが、確認が必要な事項が十分に示されていない場合、**事務局より補足書類の提出をお願いする場合があります。**

#### 2、計上が認められない主な経費

- ・芸術家や芸術団体等における稽古・指導に係る経費
- ・新しい製作物・演目を作成するための経費（児童・生徒との共演のために改変する場合を除く）
- ・リハーサル・練習会場借損料（本番前の音出し、前日に舞台設置を行わざるを得ない場合を除く）
- ・大道具、機材等の修理代
- ・芸術家や芸術団体等が所有する物のレンタル代（過去に貸し出しの実績がないもの）
- ・芸術家や芸術団体等が所有する物をメンテナンスする場合の費用
- ・芸術家や芸術団体等が制作した教材に係る費用や制作に係る手数料
- ・本事業内で制作する作品等の作詞料、作曲料、訳詞料、編曲料等
- ・本事業内で制作した作品に対するアーティストフィー
- ・企画料、制作料、監修料、企画プラン料等
- ・食費（弁当・ケータリング等）
- ・通常、学校や児童・生徒が所有しているもの（のり、はさみ等）
- ・ピアノ移動・調律費
- ・楽器購入費
- ・事務所維持費（生活雑貨、医薬品、光熱水料等含む）、事務局職員給与
- ・事務機器・事務用品等の購入・借用費、電話代等の通信費、ホームページ運用費
- ・本事業に係る経費と通常の事務経費が明確に区別できないもの（コピー用紙、トナー等）
- ・印紙代、振込手数料
- ・公演の記録等に係る経費
- ・贈答品にあたるもの（指揮棒・Tシャツ・花束等）
- ・任意加入の保険料（旅行保険、レンタカーの免責補償等）
- ・代理店手数料（企画料）
- ・団体資産となるもの（扇風機、サーキュレーター、加湿器等）
- ・予備費 等

## 第4章 応募方法

**応募書類を作成する際に、必ずP.7～8の  
「第3章 経費について」を参照してください。**

### 1、提出が必要な書類

書類名		申請者		
		学校	都道府県・ 市区町村	文化振興財団等
【様式1】	実施申請書	●	●	●
【様式2】	経費申請書	●	●	●
【様式3】	文化振興財団等推薦書	-	-	●
※様式の指定はありません	見積書等	●	●	●

- 都道府県・市区町村又は文化振興財団等は、実施希望校を調査の上、申請書を作成し、期日までに事務局へ提出してください。
- 会場借損料について、見積書の提出が難しい場合は、文化施設等の料金表及び内訳書（様式の指定はありません）を作成の上、御提出ください。  
**その際、税込等の表記や市内・市外等による割増の記載に御留意ください。**  
 (例) 内訳： ホール使用料〇〇円 + 照明設備一式〇〇円 + 音響設備一式〇〇円  
           = 〇〇円
- 児童・生徒の移動に電車を利用する場合は、内訳書（様式の指定はありません）を作成の上、御提出ください。  
 (例) 内訳： 〇〇駅⇔〇〇駅 〇人×〇〇円×2（往復）=〇〇円
- 【様式3】につきまして、文化振興財団等が応募する場合に提出が必須となりますので、該当の都道府県・市区町村に作成を依頼して御提出ください。
- 応募した企画の内容は、採否を決定する重要な審査事項であるため、原則として採択後に変更することはできません。
- 応募時に提出が必要な見積書は、詳細に記入してください。経費は採否を決定する重要な審査事項であるため、原則として採択後に増額することはできません。  
 より多くの子供たちに優れた芸術が届けられるよう、事業の趣旨に即した適切な価格での見積金額としてください。**採択された企画であっても、実施費用については調整していただくことがあります。**

## 第4章 応募方法

### 2、書類提出について

<p><b>【提出先】</b></p>	<p>学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業 事務局 文化施設等活用公演 係</p> <p>E-mail : <a href="mailto:b7-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp">b7-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp</a></p>
<p><b>【提出期限】</b></p>	<p><b><u>令和6年10月31日（木）23時59分 必着 ※厳守</u></b></p> <p>※メールの受信時間がこちらを過ぎますと、受付できかねます。 余裕をもって御提出ください。</p>
<p><b>【提出方法】</b></p>	<p>下記をメール添付にて御提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【様式1】～【様式3】（Microsoft Excel）</li> <li>・各見積書のPDF</li> </ul> <p>※【様式3】の提出が必要なのは、文化振興財団等が応募する場合のみです。 ※各見積書は電子媒体（PDF）を提出してください。 ただし、【様式2】に①公演料・②児童・生徒の移動費・③会場借損料の3項目を転記する必要があります。この転記時に誤りのないよう、十分お気をつけください。<b><u>実施回数や金額に誤りがありましても、予算額の修正・差替はできません</u></b>ので、御注意ください。</p>
<p><b>【留意事項】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■データ名は「<b>都道府県・市区町村_申請者名</b>」としてください。 (例) 北海道_〇〇町 北海道_文化振興財団</li> <li>■メール件名は「<b>都道府県・市区町村_申請者名_文化施設等活用公演申請書</b>」としてください。 (例) 北海道_〇〇町_文化施設等活用公演申請書</li> </ul> <p>※市区町村や文化振興財団等に限られていない場合は、都道府県・政令指定都市名のみでの記載で問題ございません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■応募書類を上記メールアドレスに御提出頂いてから<b><u>3営業日以内に</u></b> <b><u>拝受した旨をメールにて御返信します。</u></b> <b><u>もし3営業日を過ぎても事務局よりメールが届かない場合は、</u></b> <b><u>下記電話番号に問い合わせください。</u></b></li> </ul> <p>TEL : 0570-064-203 (プッシュ⑦) ※開局時間 : 10:00～17:00 (平日)</p>

## 第4章 応募方法

### 3、採択基準

- ①P.1～2の2～5までの事項を満たしていること
  - ②直近2年間採択のない学校を優先
  - ③実施会場が児童・生徒で満席に近い企画を優先
  - ④内容に即した適正な水準の事業費であるか（内容に比して低廉な企画を高く評価します）  
（教育目的であれば、無償で貸し出しを行う文化施設等を実施会場とする等）
- ※上記の採択基準を基に、分野や地域のバランス、事業費を考慮して採択企画を選定します。

### 4、審査

文化庁内で応募内容を審査し、採否結果については申請者及び都道府県・政令指定都市に対して通知いたします。

- ※申請者に対し、事業内容等のヒアリングを行うことがあります。
- ※不採択となった場合には、芸術家や芸術団体等への採否結果の共有と共に忘れずに文化施設等の仮予約キャンセルを行ってください。（不採択になった場合のキャンセル料は本事業で負担することはできませんので予め御了承ください。）

### 5、募集終了後のスケジュール

11月	審査
12月	採否通知の発出
令和7年 2月	内定通知の発出
4月	決定通知の発出
5月1日（木）～	事業開始

### 6、事業終了時の提出書類 ※P.7を御参照ください。

- ①各種実施報告書、経費支払依頼書
- ②各支出項目に対しての請求書、領収書（写し）等

（参考）

令和6年度実施の際に利用した実施報告書（様式）は下記URLより御確認いただけます。  
※令和7年度が同様の様式とは限りませんので御了承ください。

<https://www.kodomogeijutsu.go.jp/download/index.html>

## 第4章 応募方法

### 7、完了検査等

- ①事業終了後、文化庁又は事業の委託先の職員が、実施状況や会計処理の状況について実地の検査をする場合があります。
- ②本事業は会計実地検査の対象であり、会計検査院から指示のあった場合には、実地検査を受検する義務があります。
- ③上記検査で不適切な処理が明らかになった場合は、既にお支払した委託金を国庫に返納いただく場合がありますので、適切な事業実施に努めてください。

#### 【不正行為に係る処分】

経費の虚偽申請や過大請求等による委託経費の受給等、不正行為を行った場合には、採択の取消、委託経費の全部又は一部の返還、加算金の納付、不正行為の公表、委託経費の支払停止措置を行う場合があります。

また、「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日付け文化庁長官決定）に基づき、文化庁が芸術活動への支援等のために公募を行う事業への応募制限を行います。

芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について

平成22年9月16日  
文化庁長官決定

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

#### 記

- (1) 虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給、支援金等の他の事業・用途への流用、私的流用：応募制限期間4～5年
- (2) 調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間2～3年
- (3) 文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記(1)、(2)に準じて取り扱う。

加えて、平成23年度には、文化庁が設置した「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関する検討会」において、「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」を取りまとめております。本事業に係る委託経費についても、この「まとめ」に従い、適正に管理する必要があります。

「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」HPアドレス

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/pdf/h24\\_hojokin\\_fusei\\_matome.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/pdf/h24_hojokin_fusei_matome.pdf)

# 第5章 応募書類の記入方法について

## 【様式1】実施申請書

様式1

### 令和7年度 学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業 -文化施設等活用公演- 実施申請書

※オレンジ色セルは、横の▼をクリックすると選択肢が表示されます。黄色のセルは入力をお願いします。青色のセルは自動で反映されま

都道府県・政令指定都市名	青森県	
【実施概要】		
ふりがな	〇〇ぶんかしんこうざいだん	
申請者名	〇〇文化振興財団	
所在地	〒 111 - 1111	青森県
	青森県青森市〇〇-〇〇	
	電話番号	****_*_*_*_*_*_*
	メールアドレス	*****@****_*_*_.jp
実施校数	6 校	児童合計参加人数 725 人
	合計参加人数	785 人
	(学校名1)	学校コード 1,参加人数
	青森県立〇〇小学校	***** 85人
	(学校名2)	学校コード 2,参加人数
	〇〇小学校	***** 105人
	(学校名3)	学校コード 3,参加人数
	〇〇小学校	***** 80人
参加学校名(正式名記入)	(学校名4)	学校コード 4,参加人数
	平内町立〇〇小学校	***** 55人
	(学校名5)	学校コード 5,参加人数
	青森県立△△小学校	***** 150人
	(学校名6)	学校コード 6,参加人数
	青森県立〇〇中学校	***** 250人
	(学校名7)	7,学校コード 7,参加人数
	(学校名14)	14,学校コード 14,参加人数
参加者数	教員 25 人	保護者 25 人
	その他	10 人

学校コードは、【学校コード検索サイト】  
<https://edu-data.jp/>  
から調べることができます。

青色セルは、自動で反映されますので入力不要です。

参加学校数が14校以上の場合は様式の29行目を再表示にして15校目以降の情報を御記入ください。

実施施設名	〇〇文化ホール	
施設所在地	〒 222 - 2222	青森県
	青森県青森市〇〇-〇〇	
会場名	大ホール	
	会場の定員数	400 人
ふりがな	〇〇かい	
団体名又は代表講師名 ※芸名	〇〇会	
実施分野 (下記別表参照)	大項目	中項目
	伝統芸能	演芸
	団体又は講師メールアドレス	*****@****_*_*_.jp
実施予定内容		
実施日	2025/10/10(金)	実施回数 2 回
	実施合計時間	120 分
実施内容		
〇〇地域では〇〇という地域芸能や〇〇という伝統芸能があるが、子供たちが実際に触れる機会は少ない。〇〇踊りを切り口に、〇〇地域の文化全般に興味を広げる講話と、〇〇会の皆さんの実演を鑑賞することで、伝承文化の奥深さや魅力を子供たちに伝える。		
タイムスケジュール(目安)		
10時芸術団休到着⇒11時まで仕込み⇒12時半 実施校生徒到着⇒13時~14時 1回日本公演⇒14時半 1回目実施校生徒と2回目実施校生徒入れ替え⇒15時~16時 2回日本公演⇒16時半実施校生徒退去⇒17時撤去		

中項目で「その他」を選択した場合には、()内に簡潔にお知らせください。  
例) 五重奏



# 第5章 応募書類の記入方法について

## 【様式2】経費申請書

### 様式2

## 令和7年度 学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業 -文化施設等活用公演- 経費申請書

※オレンジ色セルは、横の▼をクリックすると選択肢が表示されます。黄色のセルは入力をお願いします。青色のセルは自動で反映されます。

ふりがな	〇〇ぶんかしんこうざいだん	青色セルは自動反映されますので、手打ちをしないでください。
申請者名	〇〇文化振興財団	
総合計 (①公演料+②移動費+③会場借損料)		1,009,200 円

### 【①公演料：アーティストや芸術団体等の出演料、移動費、諸雑費等】

【①出演料】について団体からの見積書等		見積書の合計金額
添付資料名	〇〇会見積書	653,000 円

経費の計上がある場合は、必ず見積書等を御提出ください。見積書の記入例はP.16を御確認ください。

### 【②移動費：児童・生徒の移動に係る費用】

【②移動費】について経費計上の有無		見積書の合計金額
経費計上あり	〇 見積書等の添付資料名 〇〇バス会社見積書	356,200 円
経費計上なし	計上不要の理由 青森県立△△小学校はスクールバス利用のため計上なし	

### 【③会場借損料】

【③会場借損料】について経費計上の有無				見積書の合計金額
経費計上あり	見積書等の添付資料名	事前支払いの有無	支払期口(予定)	0 円
経費計上なし	〇	有 無	無償のため	

経費の計上がない場合は、理由等を御記載ください。

# 第5章 応募書類の記入方法について

## 【様式3】文化振興財団等推薦書

### 様式3

## 令和7年度学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業 -文化施設等活用公演- 文化振興財団等推薦書

※【様式3】は文化振興財団等のみ提出が必要です。

※都道府県・政令指定都市・市区町村に記載をして頂き御提出ください。(押印省略)

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

①推薦する都道府県・政令指定都市・市区町村名	○○市
②連携する文化振興財団等の名称	○○文化振興財団
③都道府県・政令指定都市・市区町村と連携する文化振興財団等との関わりについて	当該○○は、○○との共催で実施する「○○○○○○」に実行委員会の一員として参画している。 また、○年度から○○事業の委託団体として、○○と連携して事業を実施している
④都道府県・政令指定都市・市区町村内における学校での芸術鑑賞体験の実施状況	○○と協働で以下の事業を実施 1、○○○○事業 学校へ芸術家を派遣し、ワークショップ及び発表会を実施 2、○○○○○○ 学校へ芸術家を派遣し、ワークショップ及び鑑賞プログラムを実施
担当部局(役職等)	○○局○○課
担当者氏名	▲▲ ▲▲
電話番号	*****-**-*****
E-mailアドレス	*****@****.**.jp

# 第5章 応募書類の記入方法について

## 公演料見積書

応募時に経費の根拠として取得する見積書である（必ず採択されるわけではない）ため、申請者宛に発行をお願いいたします。

発行日：令和〇年〇月〇日

### 御見積書

〇〇〇〇〇〇 御中

学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業（文化施設等活用公演）

下記の通り御見積申し上げます。

〇〇会  
〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県●●市××-×  
TEL：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇  
担当：▲▲ ▲▲

押印

御見積金額	¥756,000
-------	----------

費目	摘要	単価	数量	合計
出演料	Aランク	¥70,000	1	¥70,000
出演料	Bランク	¥55,000	2	¥110,000
出演料	Cランク	¥35,000	5	¥175,000
交通費	■ ■ ⇄ ◆ ◆ 往復	¥15,000	10	¥150,000
宿泊費	前泊（〇〇市）	¥9,800	10	¥98,000
日当	10名×1日	¥1,100	10	¥11,000
諸雑費	有料道路代・駐車場代	¥13,900	1	¥13,900
諸雑費	舞台・証明機材費	¥88,100	1	¥88,100
諸雑費	舞台スタッフ費	¥20,000	2	¥40,000
合計				¥756,000

旅費基準はP.19の別表を御確認ください。

■ 見積書には「一式計上」ではなく、必ず内訳詳細を記入してください。

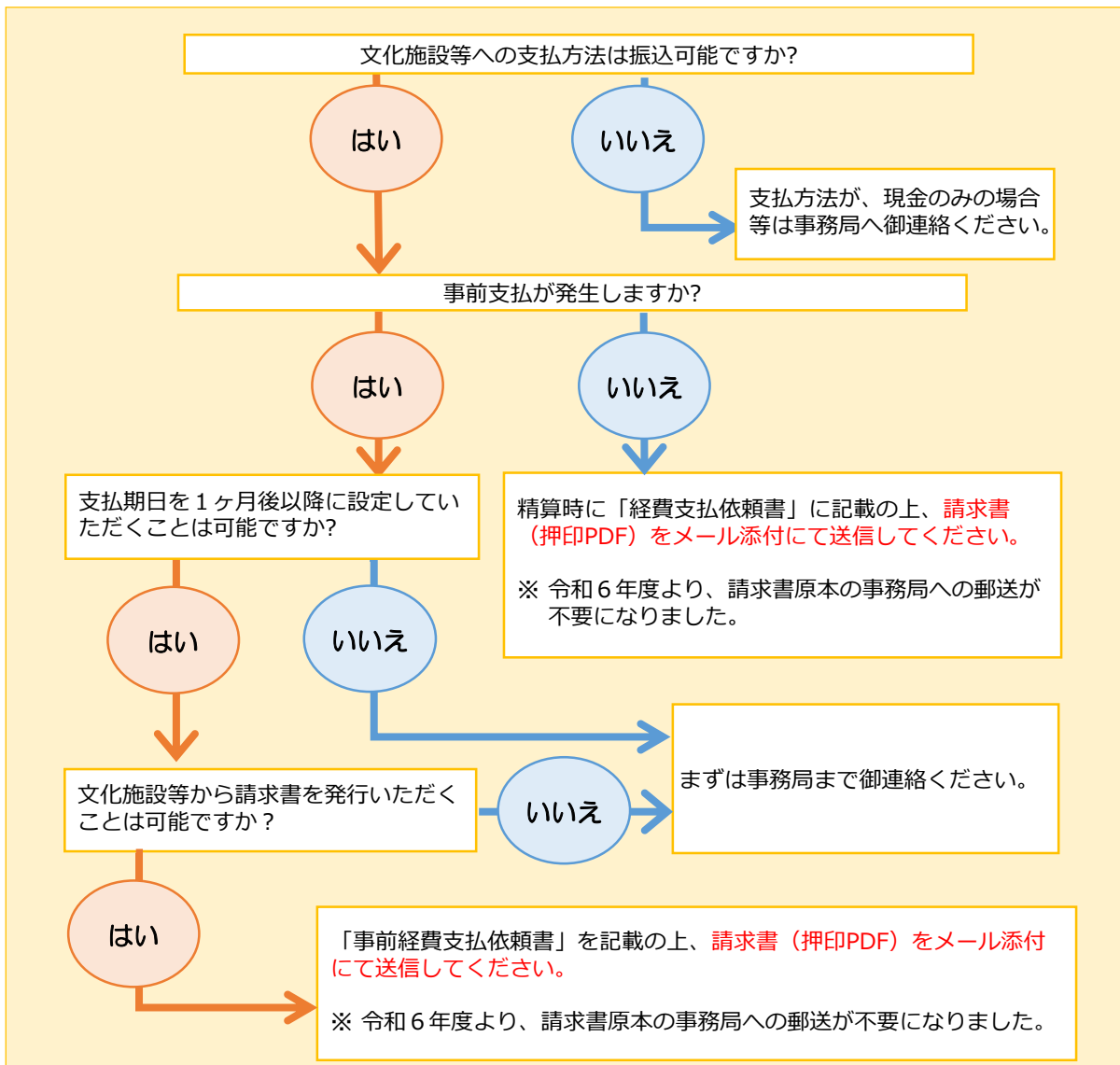
申請者におかれましては、各費目の「見積書の合計金額」に誤りがないか必ず確認した上で、【様式2】に転記してください。  
**実施回数や人数に誤りがあっても、予算額の修正・差替はできません**ので、御注意ください。

## 第6章 Q&A

1	<p><b>【応募関連】</b> 他区分でも応募をしている学校が参加校として本区分（文化施設等活用公演）にも応募することは可能ですか？</p>	<p>本区分への応募は可能です。ただし、仮に令和7年度複数の区分にて採択された場合には、別々に実施をお願いします。（芸術家の派遣と文化施設等活用公演どちらも採択されたため、芸術家の派遣は辞退する、ということはありません。）</p>
2	<p><b>【応募関連】</b> 申請者③の文化振興財団等に施設の指定管理者は含まれますか？</p>	<p>含まれます。応募いただく際は【様式3】文化振興財団等推薦書の提出が必須となりますので、該当の都道府県・市区町村に作成を依頼して御提出ください。</p>
3	<p><b>【応募関連】</b> 一つの申請者が「文化施設等活用公演」において、複数の応募をすることは可能ですか？</p>	<p>可能ですが、同じ参加校で複数の応募をすることは認められません。また、一部の応募のみが採択となる又は、全ての応募が不採択となる可能性があることは御了承ください。</p>
4	<p><b>【応募関連】</b> 芸術家や芸術団体等を紹介してもらうことは可能ですか？</p>	<p>事務局より芸術家や芸術団体等を紹介することはできません。</p>
5	<p><b>【応募関連】</b> 部活動で実施を検討しているが応募することは可能ですか？</p>	<p>部活動やクラブ活動での実施は対象外です。児童・生徒から希望者のみを募り、実施をすることは認められません。</p>
6	<p><b>【実施関連】</b> 地域の方及び近隣の幼稚園児や保育園児と一緒に鑑賞しても良いですか？</p>	<p>鑑賞いただいて問題ございません。状況に応じて御判断ください。近隣の幼稚園や保育園は合同開催校としては認められません。また、地域の方及び近隣の幼稚園児や保育園児の移動費の計上は認められませんので御了承ください。</p>
7	<p><b>【実施関連】</b> 参加児童・生徒を全校生徒でなくても各参加校の1学年のみを集めて実施することは可能ですか？</p>	<p>可能ですが、実施会場が満席に近い形でより多くの児童・生徒が参加できるよう、御調整をお願いします。</p>
8	<p><b>【実施関連】</b> ワークショップの実施は必須ですか？</p>	<p>必須ではありません。実施内容については、芸術家や芸術団体等とよく相談した上で応募してください。</p>
9	<p><b>【実施関連】</b> 実施日程は採択後に変更することは可能ですか？</p>	<p>原則不可です。自然災害、各種感染症の流行等により、やむを得ず日程変更をする場合はその限りではありません。事業開始後に掲出する「実施の手引き」内に変更の手続き方法を記載しますのでそちらを御確認ください。</p>
10	<p><b>【実施関連】</b> 参加人数の下限はありますか？</p>	<p>参加人数の下限は設定していませんが、原則実施会場が満席に近い形で実施してください。</p>

## 第6章 Q&A

11	<p><b>【費用関連】</b> 申請する経費の上限はありますか？</p>	<p>申請する経費の上限はありませんが、より多くの子供たちに優れた芸術が届けられるよう、事業の趣旨に即した適切な価格での見積金額としてください。実施費用については調整していただくことがあります。</p>
12	<p><b>【費用関連】</b> 下見や打ち合わせで実施日以前に発生する経費は計上できますか？</p>	<p>計上不可です。事前に電話やオンライン通信等を利用して打ち合わせを行ってください。</p>
13	<p><b>【費用関連】</b> 自治体の別の補助金との併用は可能ですか？</p>	<p>本事業は文化庁のみが主催となる事業であり、自治体は「共催者」となります。補助金ではありませんので、全体費用の不足分を補填するという考え方はありません。</p>
14	<p><b>【費用関連】</b> 採択後、文化施設等への事前支払の流れを教えてください。</p>	<p>下記図を御参照ください。 <b>不採択になった場合のキャンセル料は本事業で負担することはできませんので予め御了承ください。</b></p>



## ＜別表Ⅰ＞ 旅費基準表

※芸術家や芸術団体等の基準です。児童・生徒の移動費はこの限りではありません。

旅費項目		金額（税込）、基準	備考
宿泊料 (1夜につき)		甲地方 10,900円まで	さいたま市、千葉市、東京特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市
		乙地方 9,800円まで	甲地方以外
日当		1,100円	ただし下記の場合は日当をお支払できません。 ・ 宿泊を要さず、鉄道100km未満、水路50km未満又は陸路25km未満の旅行の場合 ・ 鉄道、水路及び陸路にわたる場合は、鉄道4km、水路2kmをそれぞれ陸路1kmとみなします。
鉄道料金	急行料金	特急料金：片道100km以上 急行列車：片道50km以上	特急列車は、片道100km未満であっても、次の場合には利用できるものとします。 ① <別表Ⅱ>の区間（途中駅で乗下車する場合は除く） ② ①以外の区間で特急列車を利用することで、日程が短縮でき経済的な旅程になると認められる場合
	座席指定料金	特急列車又は急行列車を利用する場合で、片道100km以上	片道100km未満であっても、特急列車で<別表Ⅱ>の区間（途中駅で乗下車する場合は除く）を利用する場合は、座席指定料金を認めるものとします。
航空運賃		航空機の利用が最も経済的な通常の経路及び方法によると認められる場合	
車賃		1km当たり37円 (ガソリン代として)	被派遣者個人の所有する自家用車を使用する場合のみ計上できません。全路程を通算し、1km未満の端数は切り捨てます。 ・ 対象となる経費：有料道路代 (精算時にETC利用証明書等の証憑書類の提出が必要です) ・ 対象とならない経費：駐車場代、運転手当
団体車両 使用料	バス（乗用）：定員で分類		芸術団体の所有する車両を使用する場合のみ認めるものとします。 ・ 対象となる経費：有料道路代、ガソリン代、駐車場代 (精算時にETC利用証明書や領収書等の証憑書類の提出が必要です)
	11～20名	1日当たり13,000円	
	21名以上	1日当たり23,000円	
	トラック（貨物）：最大積載量で分類		
	1t以上	1日当たり4,000円	
	1t超～4t未満	1日当たり7,000円	
	4t以上	1日当たり16,000円	
その他			
一律	1日当たり4,000円		

（「令和6年度国家公務員等の旅費に関する法律」行政職俸給表（一）の4級相当より抜粋）

＜別表Ⅱ＞ 片道100km未満の特例区間（特別急行料金及び特別急行列車座席指定料金の特例対象区間）

下記区間については、片道100km未満（途中下車の場合を除く）であっても特別料金の計上が可能です。

	区 間		区 間		区 間
1	函館 ～ 八雲	51	古川 ～ 一ノ関	101	高田 ～ 見附
2	五稜郭 ～ 八雲	52	古川 ～ 水沢江刺	102	直江津 ～ 長岡
3	新函館北斗 ～ 八雲	53	古川 ～ 北上	103	直江津 ～ 見附
4	新函館北斗 ～ 長万部	54	くりこま高原 ～ 水沢江刺	104	直江津 ～ 東三条
5	八雲 ～ 洞爺	55	くりこま高原 ～ 北上	105	柏崎 ～ 東三条
6	八雲 ～ 伊達紋別	56	くりこま高原 ～ 新花巻	106	柏崎 ～ 加茂
7	札幌 ～ 美唄	57	一ノ関 ～ 新花巻	107	柏崎 ～ 新津
8	札幌 ～ 砂川	58	一ノ関 ～ 盛岡	108	長岡 ～ 新潟
9	札幌 ～ 滝川	59	水沢江刺 ～ 盛岡	109	新潟 ～ 村上
10	札幌 ～ 白老	60	盛岡 ～ 二戸	110	坂町 ～ 鶴岡
11	札幌 ～ 苫小牧	61	盛岡 ～ 八戸	111	鶴岡 ～ 村上
12	札幌 ～ 追分	62	盛岡 ～ 大曲	112	東京 ～ 小田原
13	札幌 ～ 新夕張	63	盛岡 ～ 角館	113	東京 ～ 湯河原
14	岩見沢 ～ 深川	64	二戸 ～ 七戸十和田	114	東京 ～ 大月
15	岩見沢 ～ 旭川	65	八戸 ～ 新青森	115	東京 ～ 小山
16	美唄 ～ 旭川	66	七戸十和田 ～ 奥津軽いまべつ	116	東京 ～ 熊谷
17	砂川 ～ 旭川	67	青森 ～ 鷹ノ巣	117	東京 ～ 本庄早稲田
18	滝川 ～ 旭川	68	青森 ～ 大館	118	東京 ～ 石岡
19	旭川 ～ 白滝	69	米沢 ～ 村山	119	東京 ～ 八街
20	旭川 ～ 士別	70	赤湯 ～ 村山	120	東京 ～ 成東
21	旭川 ～ 名寄	71	赤湯 ～ 新庄	121	東京 ～ 横芝
22	旭川 ～ 美深	72	山形 ～ 新庄	122	東京 ～ 八日市場
23	伊達紋別 ～ 苫小牧	73	大曲 ～ 秋田	123	東京 ～ 茂原
24	東室蘭 ～ 苫小牧	74	大曲 ～ 雫石	124	東京 ～ 上総一ノ宮
25	東室蘭 ～ 南千歳	75	秋田 ～ 東能代	125	東京 ～ 大原
26	幌別 ～ 南千歳	76	秋田 ～ 鷹ノ巣	126	東京 ～ 君津
27	登別 ～ 南千歳	77	秋田 ～ 象潟	127	東京 ～ 木更津
28	白老 ～ 新札幌	78	秋田 ～ 仁賀保	128	霞ヶ関 ～ 箱根湯本
29	南千歳 ～ 占冠	79	秋田 ～ 田沢湖	129	品川 ～ 小田原
30	新札幌 ～ 新夕張	80	秋田 ～ 角館	130	品川 ～ 熱海
31	新得 ～ 池田	81	秋田 ～ 遊佐	131	品川 ～ 石岡
32	遠軽 ～ 北見	82	八郎潟 ～ 鷹ノ巣	132	新横浜 ～ 小田原
33	遠軽 ～ 美幌	83	東能代 ～ 弘前	133	新横浜 ～ 熱海
34	北見 ～ 網走	84	大館 ～ 新青森	134	新横浜 ～ 三島
35	木古内 ～ 奥津軽いまべつ	85	羽後本荘 ～ 鶴岡	135	小田原 ～ 新富士
36	名寄 ～ 音威子府	86	羽後本荘 ～ 余目	136	小田原 ～ 静岡
37	幌延 ～ 南稚内	87	羽後本荘 ～ 酒田	137	熱海 ～ 静岡
38	幌延 ～ 稚内	88	越後湯沢 ～ 長岡	138	熱海 ～ 伊豆急下田
39	郡山 ～ 白石蔵王	89	越後湯沢 ～ 燕三条	139	池袋 ～ 西武秩父
40	郡山 ～ 米沢	90	越後湯沢 ～ 高崎	140	新宿 ～ 大月
41	郡山 ～ 那須塩原	91	浦佐 ～ 燕三条	141	新宿 ～ 箱根湯本
42	双葉 ～ 仙台	92	浦佐 ～ 上毛高原	142	立川 ～ 塩山
43	福島 ～ 仙台	93	新井 ～ 柏崎	143	立川 ～ 山梨市
44	福島 ～ 赤湯	94	新井 ～ 長岡	144	立川 ～ 石和温泉
45	福島 ～ かみのやま温泉	95	上越妙高 ～ 長岡	145	立川 ～ 甲府
46	福島 ～ 山形	96	上越妙高 ～ 見附	146	八王子 ～ 塩山
47	福島 ～ 新白河	97	上越妙高 ～ 黒部宇奈月温泉	147	八王子 ～ 山梨市
48	仙台 ～ くりこま高原	98	上越妙高 ～ 上田	148	八王子 ～ 石和温泉
49	仙台 ～ 一ノ関	99	上越妙高 ～ 長野	149	八王子 ～ 甲府
50	仙台 ～ 浪江	100	高田 ～ 長岡	150	八王子 ～ 竜王

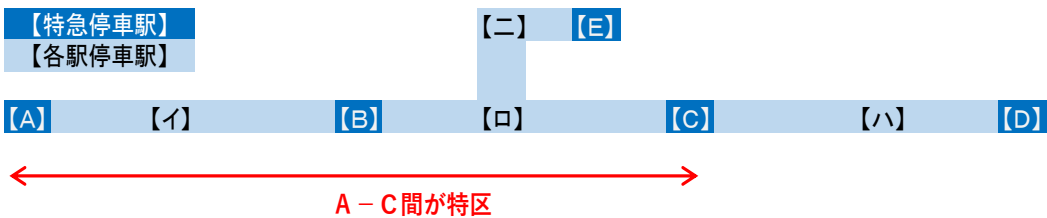
	区	間		区	間		区	間			
151	八王子	～	韭崎	201	柏	～	友部	251	芦原温泉	～	新高岡
152	大月	～	韭崎	202	柏	～	水戸	252	加賀温泉	～	新高岡
153	大月	～	小淵沢	203	柏	～	勝田	253	小松	～	新高岡
154	塩山	～	上諏訪	204	水戸	～	いわき	254	小松	～	富山
155	石和温泉	～	上諏訪	205	いわき	～	相馬	255	金沢	～	富山
156	甲府	～	富士	206	軽井沢	～	長野	256	金沢	～	黒部宇奈月温泉
157	甲府	～	岡谷	207	錦糸町	～	成東	257	金沢	～	七尾
158	甲府	～	塩尻	208	錦糸町	～	横芝	258	金沢	～	和倉温泉
159	甲府	～	富士宮	209	錦糸町	～	八日市場	259	新高岡	～	黒部宇奈月温泉
160	甲府	～	内船	210	錦糸町	～	旭	260	新高岡	～	糸魚川
161	韭崎	～	松本	211	千葉	～	八日市場	261	富山	～	糸魚川
162	上野	～	小山	212	千葉	～	旭	262	糸魚川	～	長野
163	上野	～	熊谷	213	千葉	～	銚子	263	糸魚川	～	飯山
164	上野	～	本庄早稲田	214	大網	～	安房鴨川	264	上諏訪	～	信濃大町
165	上野	～	石岡	215	大原	～	海浜幕張	265	塩尻	～	中津川
166	東武動物公園	～	藪塚	216	大原	～	蘇我	266	塩尻	～	長野
167	東武動物公園	～	新桐生	217	御宿	～	海浜幕張	267	木曽福島	～	多治見
168	浦和	～	栃木	218	勝浦	～	海浜幕張	268	木曽福島	～	松本
169	浦和	～	新鹿沼	219	勝浦	～	蘇我	269	木曽福島	～	明科
170	大宮	～	小山	220	上総興津	～	海浜幕張	270	松本	～	白馬
171	大宮	～	宇都宮	221	上総興津	～	蘇我	271	松本	～	南小谷
172	大宮	～	本庄早稲田	222	安房小湊	～	海浜幕張	272	松本	～	篠ノ井
173	大宮	～	高崎	223	安房小湊	～	蘇我	273	松本	～	長野
174	大宮	～	新前橋	224	安房鴨川	～	蘇我	274	安中榛名	～	上田
175	大宮	～	渋川	225	三島	～	静岡	275	安中榛名	～	長野
176	大宮	～	安中榛名	226	新富士	～	掛川	276	佐久平	～	長野
177	大宮	～	栃木	227	静岡	～	浜松	277	佐久平	～	飯山
178	大宮	～	新鹿沼	228	豊橋	～	名古屋	278	上田	～	飯山
179	小山	～	那須塩原	229	豊橋	～	水窪	279	京都	～	日根野
180	宇都宮	～	新白河	230	豊橋	～	中部天竜	280	京都	～	関西空港
181	熊谷	～	中之条	231	名古屋	～	米原	281	京都	～	綾部
182	熊谷	～	上毛高原	232	名古屋	～	白川口	282	京都	～	福知山
183	熊谷	～	軽井沢	233	名古屋	～	飛騨金山	283	京都	～	西舞鶴
184	熊谷	～	安中榛名	234	名古屋	～	中津川	284	新大阪	～	柏原
185	熊谷	～	佐久平	235	岐阜	～	白川口	285	新大阪	～	西明石
186	本庄早稲田	～	上毛高原	236	岐阜	～	飛騨金山	286	新大阪	～	姫路
187	本庄早稲田	～	軽井沢	237	岐阜	～	下呂	287	新大阪	～	海南
188	本庄早稲田	～	佐久平	238	岐阜	～	飛騨萩原	288	新大阪	～	和歌山
189	高崎	～	長野原草津口	239	岐阜	～	敦賀	289	大阪	～	柏原
190	高崎	～	佐久平	240	大垣	～	敦賀	290	尼崎	～	柏原
191	高崎	～	上田	241	米原	～	京都	291	姫路	～	岡山
192	久喜	～	藪塚	242	高山	～	富山	292	姫路	～	佐用
193	久喜	～	新桐生	243	敦賀	～	芦原温泉	293	姫路	～	和田山
194	館林	～	浅草	244	敦賀	～	小松	294	姫路	～	八鹿
195	足利市	～	浅草	245	敦賀	～	京都	295	姫路	～	江原
196	北千住	～	足利市	246	越前たけふ	～	加賀温泉	296	姫路	～	豊岡
197	北千住	～	太田	247	越前たけふ	～	小松	297	姫路	～	竹田
198	北千住	～	栃木	248	越前たけふ	～	金沢	298	相生	～	岡山
199	浅草	～	太田	249	福井	～	金沢	299	上郡	～	鳥取
200	浅草	～	栃木	250	芦原温泉	～	金沢	300	岡山	～	福山



	区 間			区 間			区 間	
301	岡山	～ 新尾道	351	園部	～ 東舞鶴	401	今治	～ 伊予大洲
302	岡山	～ 新見	352	園部	～ 西舞鶴	402	松山	～ 伊予吉田
303	岡山	～ 多度津	353	園部	～ 宮津	403	松山	～ 八幡浜
304	岡山	～ 観音寺	354	綾部	～ 城崎温泉	404	松山	～ 卯之町
305	岡山	～ 川之江	355	福知山	～ 豊岡	405	松山	～ 宇和島
306	岡山	～ 伊予三島	356	福知山	～ 城崎温泉	406	伊予市	～ 宇和島
307	岡山	～ 善通寺	357	福知山	～ 網野	407	鴨島	～ 阿波池田
308	岡山	～ 琴平	358	福知山	～ 峰山	408	阿波池田	～ 後免
309	岡山	～ 阿波池田	359	鳥取	～ 伯耆大山	409	阿波池田	～ 高知
310	岡山	～ 三原	360	鳥取	～ 米子	410	阿波池田	～ 徳島
311	岡山	～ 大原	361	倉吉	～ 米子	411	阿波池田	～ 阿波川島
312	倉敷	～ 新見	362	倉吉	～ 松江	412	土佐山田	～ 須崎
313	新倉敷	～ 新尾道	363	米子	～ 鳥取大学前	413	後免	～ 須崎
314	新倉敷	～ 三原	364	松江	～ 大田市	414	高知	～ 土佐久礼
315	福山	～ 東広島	365	出雲市	～ 江津	415	高知	～ 窪川
316	新尾道	～ 広島	366	出雲市	～ 浜田	416	須崎	～ 中村
317	宝塚	～ 柏原	367	大田市	～ 浜田	417	栗林	～ 板野
318	宝塚	～ 福知山	368	大田市	～ 益田	418	栗林	～ 池谷
319	三田	～ 福知山	369	益田	～ 新山口	419	栗林	～ 徳島
320	柏原	～ 豊岡	370	児島	～ 伊予三島	420	栗林	～ 勝瑞
321	新見	～ 米子	371	高松	～ 観音寺	421	屋島	～ 池谷
322	津	～ 鶴方	372	高松	～ 川之江	422	屋島	～ 徳島
323	津	～ 名張	373	高松	～ 伊予三島	423	志度	～ 徳島
324	松阪	～ 紀伊長島	374	高松	～ 阿波池田	424	徳島	～ 日和佐
325	松阪	～ 尾鷲	375	高松	～ 大歩危	425	徳島	～ 牟岐
326	多気	～ 尾鷲	376	高松	～ 板野	426	三原	～ 広島
327	新宮	～ 白浜	377	高松	～ 池谷	427	広島	～ 徳山
328	紀伊勝浦	～ 白浜	378	高松	～ 徳島	428	新岩国	～ 新山口
329	紀伊勝浦	～ 紀伊田辺	379	高松	～ 阿南	429	徳山	～ 厚狭
330	串本	～ 白浜	380	高松	～ 勝瑞	430	新山口	～ 新下関
331	串本	～ 紀伊田辺	381	坂出	～ 伊予西条	431	新山口	～ 津和野
332	白浜	～ 御坊	382	坂出	～ 川之江	432	新山口	～ 小倉
333	白浜	～ 海南	383	坂出	～ 伊予三島	433	新下関	～ 博多
334	紀伊田辺	～ 海南	384	坂出	～ 新居浜	434	小倉	～ 博多
335	紀伊田辺	～ 和歌山	385	坂出	～ 阿波池田	435	小倉	～ 新鳥栖
336	南部	～ 和歌山	386	宇多津	～ 伊予西条	436	小倉	～ 中津
337	湯浅	～ 天王寺	387	宇多津	～ 阿波池田	437	小倉	～ 柳ヶ浦
338	藤並	～ 天王寺	388	丸亀	～ 新居浜	438	小倉	～ 宇佐
339	海南	～ 天王寺	389	丸亀	～ 伊予西条	439	小倉	～ 杵築
340	和歌山	～ 天王寺	390	丸亀	～ 壬生川	440	折尾	～ 中津
341	二条	～ 綾部	391	多度津	～ 新居浜	441	香椎	～ 行橋
342	二条	～ 福知山	392	多度津	～ 伊予西条	442	博多	～ 筑後船小屋
343	二条	～ 東舞鶴	393	観音寺	～ 今治	443	博多	～ 新大牟田
344	二条	～ 西舞鶴	394	川之江	～ 今治	444	博多	～ 新玉名
345	亀岡	～ 綾部	395	伊予三島	～ 今治	445	博多	～ 佐賀
346	亀岡	～ 福知山	396	新居浜	～ 伊予北条	446	博多	～ 江北
347	亀岡	～ 東舞鶴	397	新居浜	～ 松山	447	博多	～ 肥前鹿島
348	亀岡	～ 西舞鶴	398	伊予西条	～ 伊予北条	448	博多	～ 武雄温泉
349	亀岡	～ 宮津	399	伊予西条	～ 松山	449	博多	～ 有田
350	園部	～ 福知山	400	壬生川	～ 松山	450	博多	～ 嬉野温泉

	区	間		区	間		区	間			
451	博多	～	行橋	481	鹿児島	～	西都城	511	大分	～	豊後竹田
452	博多	～	日田	482	新鳥栖	～	肥前鹿島	512	鶴崎	～	佐伯
453	博多	～	天ヶ瀬	483	新鳥栖	～	諫早	513	津久見	～	日向市
454	二日市	～	新大村	484	新鳥栖	～	武雄温泉	514	佐伯	～	延岡
455	鳥栖	～	肥前鹿島	485	新鳥栖	～	有田	515	佐伯	～	日向市
456	鳥栖	～	諫早	486	新鳥栖	～	早岐	516	延岡	～	宮崎
457	鳥栖	～	武雄温泉	487	新鳥栖	～	佐世保	517	延岡	～	南宮崎
458	鳥栖	～	早岐	488	新鳥栖	～	新大村	518	延岡	～	宮崎空港
459	鳥栖	～	佐世保	489	新鳥栖	～	嬉野温泉	519	南延岡	～	宮崎
460	鳥栖	～	新大村	490	佐賀	～	諫早	520	南延岡	～	南宮崎
461	鳥栖	～	嬉野温泉	491	佐賀	～	長崎	521	南延岡	～	宮崎空港
462	久留米	～	熊本	492	佐賀	～	早岐	522	日向市	～	宮崎
463	久留米	～	天ヶ瀬	493	佐賀	～	佐世保	523	日向市	～	南宮崎
464	久留米	～	豊後森	494	佐賀	～	新大村	524	日向市	～	宮崎空港
465	久留米	～	由布院	495	江北	～	諫早	525	宮崎	～	都城
466	筑後船小屋	～	熊本	496	江北	～	長崎	526	宮崎	～	西都城
467	筑後船小屋	～	新八代	497	長崎	～	武雄温泉	527	南宮崎	～	国分
468	新玉名	～	新鳥栖	498	長崎	～	嬉野温泉	528	新水前寺	～	豊後竹田
469	熊本	～	新水俣	499	中津	～	別府	529	宮地	～	三重町
470	熊本	～	出水	500	中津	～	大分	530	春日部	～	栃木
471	熊本	～	新鳥栖	501	柳ヶ浦	～	別府	531	春日部	～	新鹿沼
472	熊本	～	宮地	502	柳ヶ浦	～	大分	532	栃木	～	鬼怒川公園
473	熊本	～	豊後竹田	503	宇佐	～	大分	533	栃木	～	新藤原
474	肥後大津	～	豊後竹田	504	別府	～	佐伯	534	栃木	～	龍王峡
475	新八代	～	出水	505	大分	～	豊後中村	535	栃木	～	川治温泉
476	新八代	～	川内	506	大分	～	佐伯	536	下今市	～	春日部
477	新水俣	～	鹿児島中央	507	大分	～	日田				
478	出水	～	鹿児島中央	508	大分	～	天ヶ瀬				
479	鹿児島中央	～	都城	509	大分	～	豊後森				
480	鹿児島中央	～	西都城	510	大分	～	宮地				

【図表：特区について】



**[A]** 対象区間 **[C]** **[ハ]**  
 ・【A】～【ハ】まで乗車した場合は、【A】～【C】の区間については、特急料金の計上が認められます。

**[A]** **[B]**  
 ・【A】～【B】まで乗車した場合は、特区の区間を超えていないので、特急料金は計上できません。

**[A]** **[B]** **[E]**  
 ・【A】～【E】まで乗車した場合は、特区の区間を超えていないので、特急料金は計上できません。

**[A]** 対象区間 **[C]** 対象区間 **[D]**  
 ・【A】～【D】まで乗車した場合は、【A】～【D】の区間について、特急料金の計上が認められます。